

2019年アピール

学校司書の配置を実効あるものに

学校教育と学校図書館のさらなる充実を!!

現在、21世紀型学力や大学入試改革、そして学び方を学ぶ技術を含めた「主体的・対話的で深い学び」への転換など、教育は大きく変わっていこうとしています。そんななか、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館の充実は、新しい時代を生き抜く子ども達の力をどう育てるかにかかる重要な課題となっています。学校図書館は学校に設置された「図書館」であり、専門性を持った学校司書が、一人ひとりの子どもの豊かな学びと自由な読書を支援し、教師の教材研究や創意ある授業にも大きな役割を果たすからです。

また、子どもが育つ環境の格差は広がり、様々な背景が学びに困難を抱える子ども達の生きにくさを生み出しています。自治体間においても、本と出会う経験の量や質の格差が生じていると言われています。こうした多様な環境に生きる子どもたちの一人ひとりに、学ぶ権利と喜びを保障するのも、学校司書の配置によりつくり出される日常的な学校図書館活動です。学校司書が十分なはたらきができるためには、1校に専任で配置され、学校設置者の直接雇用で学校の教職員の一員として位置づけられるとともに、専門的な知識と技量があり研修も保障されることが重要です。

さらには職務の継続性と専門性に鑑み正規職員であることが必須の条件と言えます。確かに、2014年の改正学校図書館法により学校司書は法律に位置づけられました。しかし、小中学校の学校司書は増加しているものの非正規職員の割合がきわめて高く、せっかく配置されても学校司書としての職務を果たせない条件のところが相変わらず多いのが現状です。学校司書の配置が努力義務に留まっていること、同法第6条の「専ら」が明確ではないこと、資格要件や研修、養成について等、検討を要することがらが多くあります。改正学校図書館法成立時の課題は未だに残されたままです。ここに、私たちは国と自治体に求めます。

外部委託による配置も含めた正確な学校図書館職員の現状を毎年調査し、現状と課題を明らかにするとともに、学校司書の身分、勤務条件の整備など、学校図書館のさらなる充実に向けた取組みと予算措置を講ずることを。

私たちはこれからも、全国各地の長年にわたるこれまでの学校図書館づくりの積み重ねをさらに前進させることができるように、各地で活動する人たちと互いの運動の成果や課題を共有し、学び合い、運動の輪を広げていきます。

2019年7月6日 第23回集会参加者一同